

令和4年4月1日から
福岡県移住支援金開始

三大都市圏（東京圏、大阪圏、名古屋圏）から 福岡県（東峰村）への移住・就職で

■ 家族での移住 **100**万円 / 世帯

（18歳未満の子どもを帯同する場合 130万円 / 世帯）

■ 単身での移住 **60**万円 / 世帯

移住支援金が支給されます！

東峰村では、令和4年4月1日から福岡県人口ビジョン・地方創生総合戦略及び第2期まち・ひと・しごと総合戦略に基づき、村内への移住・定住の促進及び中小企業等における人材不足の解消を図るため、本村が福岡県と共同して実施する福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、三大都市圏から村へ移住して就業又は起業等をしようとする方に対して、移住支援金を交付する制度を新たに制定しました。



▲福岡県 HP

【対象となる方】

三大都市圏（東京圏、大阪圏、名古屋圏）から東峰村に移住した方

【支給の対象となる要件】

福岡県内の
移住支援金事業
実施市町村に移住
(東峰村)

+

次のいずれかに該当すること
三大都市圏 全て

- 対象となる職種に就業
- 福岡県内における起業
- テレワークで引き続き就業

東京圏のみ

- 東峰村が定める関係人口
(東峰村応援団に加入した方、もしくはふるさと納税をしたことがある方)

【支援金受給までの流れ】



移住後 1年以内

詳しくは、東峰村役場ふるさと推進課（0946-72-2312）までお問合せください。